

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定し公表することとなっています。

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための 4 つの指標のことをいいます。また、資金不足比率とは、公営企業の経営状況を判断するための指標のことをいいます。これらの比率が国の示す基準を超えた場合、財政を建て直すための計画策定が義務付けられたり、地方債が制限されたりするなどの制約が課せられます。なお、平成 26 年度決算における御宿町の各比率は次のとおりであり、いずれも国の示す基準を大きく下回りました。

健全化判断比率 (単位: %)

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	7.1	25.0	35.0
将来負担比率	40.4	350.0	

資金不足比率 (単位: %)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
御宿町水道事業会計	—	20.0

【各比率の説明】

実質赤字比率

一般会計において、標準的な年間収入に対する赤字の割合を表す比率(黒字の場合は「該当なし」となる)

連結実質赤字比率

一般会計に各特別会計と公営企業会計を加えて、標準的な年間収入に対する赤字の割合を表す比率(黒字の場合は「該当なし」となる)

実質公債費比率

一般会計において、標準的な年間収入に対する借入金の返済額の割合を表す比率

将来負担比率

一般会計において、標準的な年間収入に対する将来負担すべき負債額の割合を表す比率

資金不足比率

公営企業会計において、事業規模に対する資金不足額の割合を表す比率(資金不足額が無ければ「該当なし」となる)